

坂井市第三次行政改革大綱 基本項目（案）

資料3

I. 位置づけ	<p>計画期間（H29～H33）における 主要な行政課題への対応のための改革</p>	<p>坂井市総合計画「輝く未来へ・・・みんなで創る希望の都市」の実現を目指して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（H27～H31）の推進を支える改革 ○合併特例期間の終了（～H32）を見据えた改革
II. 成果目標	<p>～市民満足度と費用対効果を 最大化する改革～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民満足度を高める質の高い行政サービスの提供 ○市民とともに推進する持続可能な行財政経営 <p>限りある経営資源を最大限活用するとともに、行政経営の仕組みを検証し、効率化することで、質の高い行政サービスを将来にわたり持続的に提供することを目指します。</p>

Ⅲ基本項目	重点項目	説明	第二次実施計画のうち継続・見直し見込の項目 ※（ ）内は達成済みあるいは達成見込みであるが更なる取り組みを要するもの	第三次実施計画における施策（例）
1. 行政運営システムの構築	(1) マネジメント志向の行政運営	安全・安心な市民生活が営まれるために必要な行政サービスの安定的な提供、さらには将来のまちづくりに向けた価値ある投資を行うため、事業の選択と集中により、優先的に取り組むべき事業の重点化を図ります。また、限られた経営資源を適切に配分するため、成果志向の観点から事業の必要性、方向性等についての評価を行い、その結果に基づく見直しを徹底し、効果的かつ計画的な事業実施を図ります。さらに、内部管理事務の効率化・簡素化等に資する取組や事務改善の取組を推進するとともに、行政サービスの品質向上に向けた目標設定を行い、PDCAサイクルに基づく業務推進の仕組みを定着させていきます。	15 坂井市総合計画（後期基本計画期間）に基づく施策評価システムの構築 (9 県の事務移譲の積極的受け入れ) (10 地方分権改革による自主・自立性の推進) (11 事務事業の継続した見直しと2次評価の実施)	○部局横断型の政策協議の実施 ○徹底した事務事業の見直し ○各種整備計画の策定と運用 ○内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進 ○部局ごとの目標管理の実施
	(2) 民間活力の活用	公共サービスの水準の維持・向上とコスト縮減を両立させるためには、行政としての責任に留意しつつ、それぞれの業務の内容や特殊性を踏まえた上で、民間のノウハウや専門知識等を活用した方がより効率的・効果的な実施が見込まれる場合は、官民連携の手法を適切に導入することが必要です。合併特例期間の終了を見据え、これまで導入してきた民間委託・指定管理者制度等に加え、今後はPFI等、民間の資金を活用する取組みも検討していきます。	25 市営住宅の管理運営の見直し (48 指定管理者のモニタリングによる評価とサービスの向上)	○PPP（官民連携）手法の適切な導入 ○地域プラットフォーム構築に向けての検討 ○指定管理制度の適切な運用
	(3) 公有資産の適切な管理	現在、平成24年に策定された公共施設マネジメント白書に示された施設のあり方・改善の方向性に基づく取組を推進していますが、人口減少・少子高齢化社会においても市民生活に不可欠な施設サービスを維持していくため、現在策定中の公共施設等総合管理計画に基づきインフラを含めた将来負担を明確に把握した上で、公共施設全体の最適な配置や規模の適正化、管理運営の合理化を進めます。	26 春江南公民館・春江女性の家・春江児童館の一体的運営 41 三国キダーホール運営見直し 42 地区集会施設の地元移譲 52 「公共施設マネジメント白書」の進捗管理【個別施設の計画 56・58・60～66・69・70・74】 (53 小中学校の耐震化等の推進)	○公共施設等総合管理計画に基づく再配置・除却・保全（長寿命化）計画の策定 ○全庁横断的な資産マネジメント推進に係る組織体制の構築 ○借地の解消、借地料の見直し

Ⅲ基本項目	重点項目	説明	第二次実施計画のうち継続・見直し見込の項目 ※（ ）内は達成済みあるいは達成見込みであるが更なる取り組みを要するもの	第三次実施計画における施策（例）
2. 市民との協働体制の強化	(1) 市民とのコミュニケーションの充実	行政改革の取組を進める上では、市民に対する説明責任の確保は当然のことながら、市民が市政を身近なものと感じ、また、市民にとって必要な情報が容易に入手できる仕組みを整えていくことが重要です。広報やホームページ等を通じて、市政情報の的確かつ迅速な発信を行うとともに、広く市民の意見を聴く体制を維持・拡充し、市と市民との双方向コミュニケーションの円滑化と充実を図ります。	(30 情報公開制度の充実について) (34 市民の声の把握)	○一部の意見だけでなく広く市民の意見を取り入れる施策 ○職員の意識向上と体制整備
	(2) 地域コミュニティの活性化	地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域コミュニティを再生するためには、市と市民・多様な主体が対等な立場で議論し、合意形成を行いながら、それぞれの特性を活かして地域課題の解決に取り組んでいくことが必要です。地域の多様な主体が協働して行う、地域コミュニティの仕組みづくりの取組を行い、地域コミュニティの活性化を図ります。	(36 職員の地域活動への積極的参加) (39 まちづくり協議会による自主的なコミュニティセンター運営) (45 まちづくり協議会に気軽に参加できる環境づくりと次世代人材の育成) (46 協働のまちづくり事業交付金の見直し)	○まちづくり協議会の更なる発展への施策 ○まちづくりに携わる人材の育成
	(3) 市民活動の推進	多様な分野における市民活動を活性化するため、NPO・ボランティア団体等による公共分野における活動を支援するとともに、様々な主体の取組がより大きな成果につながるよう各主体間の協働を促すことにより、多様な市民活動を推進していきます。	17 ONOメモリアルの運営改善 18 総合文化祭開催に向けた協議	○多様な市民活動の奨励 ○提案型補助制度の創設

Ⅲ基本項目	重点項目	説明	第二次実施計画のうち継続・見直し見込の項目 ※（ ）内は達成済みあるいは達成見込みであるが更なる取り組みを要するもの	第三次実施計画における施策（例）
3. 持続可能な財政運営の確立	(1) 歳出構造の見直し	地方交付税の合併算定替えの終了に伴う地方交付税の減少や合併特例債の適用期限の終了に適切に対応し、歳入に見合った歳出規模となるよう予算規模の管理を行います。 また、常にコスト意識を持ちながら経常経費の節減、合理化・効率化に徹底して取り組むとともに、恒常的に実施してきた事業や補助金等についても、事業効果や妥当性等の視点から検証を行い、整理統廃合や適正な金額への見直しに取り組むことにより、真に必要な事業への選択と集中を図ります。	(96 補助金の合理化) (118 財政調整基金の確保) (119 起債残高及び実質公債費比率の進捗管理)	○優良な市債の有効活用による将来負担の軽減 ○財政調整基金の確保と活用 ○補助金・交付金の見直し ○経費の節減・合理化の徹底 ○入札契約制度の改善・見直し ○公共工事等コストの更なる縮減 ○予算規模の適正管理
	(2) 長期的かつ安定的な財源の確保	財源の根幹である税収入の安定的な確保に向け、企業誘致の推進等税収増への取組みを進めるとともに、納付の利便性向上に向けた取組の推進や徴収体制の整備により納税意識の醸成と厳正な滞納整理等に努め、収納率の向上を図ります。 また、サービスを享受する市民とそれ以外の市民との公平性を確保するという受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や各種手数料についてコストに応じた適正な料金設定を行います。 さらに、市有財産の有効活用の観点から、利用されていない土地・建物等の積極的な売却・貸付を促進します。	110 市税等のクレジット収納・MPN収納等の検討 (102 受益者負担の適正化) (105 市税等の収納率の向上と滞納繰越総額の縮減) (112 未活用資産の積極的な売却) (116 企業誘致による税収等の確保) (117 経常収支比率の進捗管理)	○企業誘致の推進による税収確保 ○市税等の収納率の向上に向けた取組の推進 ○受益者負担の適正化 ○未利用財産の売却・貸付の促進 ○その他の自主財源の確保
	(3) 公営企業等の経営改善	上水道事業、下水道事業や病院事業等の公営企業は、市民の安全・安心と日常生活を支える重要な役割を担っています。 こうした公営企業の事業について、公共性を確保しつつ、効率的かつ合理的な経営を徹底するなど、経営基盤の強化とサービスの向上に取り組む、一般会計からの繰出金の抑制を図ります。 また、市が出資する第三セクターについては、経営改善に向けた取組を進めることにより市からの財政支援の縮小を図るとともに、整理・統合を検討します。	13 排水管敷設替（石綿管敷設替） 98 下水道使用料金の改定 (97 国民健康保険医療費等の適正化) (106 受益者負担金及び上下水道料金等の滞納繰越総額の縮減)	○上水道事業の健全経営の維持 ○病院事業の健全経営に向けた取組の推進 ○下水道事業の健全経営に向けた取組の推進 ○特別会計の効率的な運営 ○第三セクターの経営健全化

Ⅲ基本項目	重点項目	説明	第二次実施計画のうち継続・見直し見込の項目 ※（ ）内は達成済みあるいは達成見込みであるが更なる取り組みを要するもの	第三次実施計画における施策（例）
4. 人材育成・組織風土の改革	(1) 効率的な組織体制の確立	市民満足度の高い効果的、効率的な行政サービスを提供できる組織機構へ見直すとともに、組織の使命を確実に実現できるように、成果志向で戦略性を持ち、柔軟かつスピード感を伴った機動力のある変革型組織の確立を目指します。 組織構成における年代間の偏在を是正し、円滑な執行体制と協力体制の強化を図るため、効果的、効率的な人員配置を実施するとともに計画的な職員採用を検討します。	93 保育所・幼稚園における保育士等の適正配置 95 定員の適正化 (91 効率的な組織体制の見直し) (94 適正な人員配置)	○プロジェクトチームの活用等による横断的な組織づくり ○庁舎整備に併せた抜本的な組織改革 ○年齢構成等に考慮した計画的な定数管理 ○組織としてのレベルアップへの取り組み ○職場環境の整備
	(2) 新たな時代に対応した人材育成の推進	社会経済状況の変化等に的確に適応できるよう、市の職員は自らを変革していく必要があります。また、職員の意識改革を個人レベルの問題として捉えるだけでなく、職員の意識改革を支え、推進するための市役所の制度、仕組みを構築していきます。	(37 職員の意識改革) (38 人事評価制度の構築)	○職員能力の開発促進 ○人事評価制度の構築と適正な運用 ○危機管理能力の向上